

香取広域市町村圏事務組合林野火災注意報・林野火災警報発令規程

令和8年1月1日

訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定による火災に関する警報並びに香取広域市町村圏事務組合火災予防条例（平成18年条例第23号）第29条の8の規定による林野火災に関する注意報及び第29条の9の規定による林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限（以下「林野火災警報等」という。）に伴う発令及び解除について必要な事項を定めるものとする。

(林野火災警報等の発令及び解除)

第2条 林野火災警報等の発令及び解除の基準を次のとおり定め、該当する場合に発令するものとする。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない。

(1) 林野火災注意報の発令基準は、次のいずれかに掲げる条件を満たすものとする。

ア 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であること。

イ 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されていること。

(2) 林野火災警報の発令基準は、前号に定める注意報の発令基準を満たし、かつ、強風注意報が発表されていることとする。

2 前項の気象状況については、気象庁による毎朝5時頃の気象概況の通報及び気象庁のホームページ等により確認するものとする。

3 解除にあつては、前項に加え降水があつた場合等、発令基準に該当しなくなつたときに行うものとする。

(火の使用制限の対象区域)

第3条 林野火災警報等発令時における火の使用制限の対象となる区域は、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）第3条の2の規定を準用し、森林又は森林の周囲1キロメートルの

範囲内とする。

(発令対象期間)

第4条 林野火災警報等の発令は、1月から5月までの間を対象とする。

(林野火災警報等の伝達)

第5条 林野火災警報等を発令し、又は解除したときは、次の方法により住民に伝達しなければならない。

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) 消防車等による巡回広報
- (3) その他適当と認められる方法

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。